

■マイナンバー制度

2015年10月から、住民票のある外国人の方にはマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が、市町から郵送されます。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要となり、一生使うものですので大切に保管してください。

なお、2016年1月からは、身分証明書などとしても使える「個人番号カード」を作ってもらえるようになります。

・ホームページ

日本語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

英語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/english.html>

中国語（簡体字）：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-kantaiji.html>

中国語（繁体字）：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-hantaiji.html>

韓国語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/korean.html>

スペイン語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/spanish.html>

ポルトガル語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/portuguese.html>

・25か国語によるチラシ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

・コールセンター

0570-20-0291（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）

【2015年9月30日まで】

月曜日～金曜日 9:30～17:30（土日祝日はつながりません）

【2015年10月1日から2016年3月31日まで】

月曜日～金曜日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

（年末年始は つながりません）※ナビダイヤルは 通話料が かかります